

福島県工事検査基準

(目的)

第1条 この検査基準は、福島県工事検査実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において、工事請負契約書、契約約款及び設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき、出来形、品質及び出来ばえについて行うが、その適否の判断は出来形及び品質について行うものとする。なお、検査員が必要と認める場合には、工事実施状況について検査を行うことができるものとする。

(出来形の検査)

第3条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第1に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査員は契約約款の定めるところにより、必要に応じて工事目的物を最小限破壊して検査を行うことができる。

(品質の検査)

第4条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、検査員は契約約款の定めるところにより、必要に応じて工事目的物を最小限破壊して検査を行うことができる。

(出来ばえの検査)

第5条 出来ばえの検査は、仕上げの状態、通り、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第6条 工事実施状況の検査は、契約内容等の履行状況、工事施工状況、工程管理、安全管理及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録について、契約図書と対比し、別表第3に掲げる事項に留意して行うものとする。

附 則

- 1 この基準は平成19年9月1日から施行する。
- 2 次に掲げる基準は廃止する。
 - (1) 土木建築工事検査基準（平成15年7月1日）
 - (2) 福島県農林水産土木工事検査基準（平成15年11月1日）
- 3 この基準は、平成24年2月1日から施行する。
- 4 この基準は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
- 6 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 出来形寸法検査基準

1 土木・農林水産土木工事

工種	検査基準	検査密度
矢板工	基準高、変位 根入長、延長	250枚につき各1箇所以上（ただし、施工延長250枚以下の場合は2箇所以上）。
法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔 幅、延長	200mにつき各1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上）。
基礎工	基準高、根入長 偏心量	1基または1目地間当たり各1箇所以上。
石、ブロック積 (張)工	基準高、法長 厚さ、延長	100mにつき各1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は各2箇所以上）。 厚さは必要に応じて抜きブロックにより胴コン・裏コンの状態と併せて検査。
路盤工	基準高、幅、厚さ	基準高、幅は200mにつき各1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上）。厚さは1kmにつき1箇所以上（ただし、施工延長1km以下の場合は2箇所以上）。
舗装工	基準高、幅、厚さ 横断勾配、平坦性	基準高、幅及び横断勾配は200mにつき各1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上）。厚さは施工面積10,000㎡につき1箇所以上コアーにより検査（ただし、施工面積10,000㎡以下の場合は2箇所以上）。 平坦性は施工管理記録及び観測により検査。
地盤改良工	基準高、幅 厚さ、延長	200mにつき各1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上）。

工種	検査基準	検査密度
路体工 路床工	基準高、幅、厚さ 延長 IA,IP 間距離	基準高、幅は200mにつき各1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上）。 林道工（1車線のものに限る）及び溪間工の仮設道等（林道規定で実施するもの）はIP10箇所につき各1箇所以上（ただしIPが10箇所以下の場合は各2箇所以上）。
土工	基準高、幅、法長	200mにつき各1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上）。
築堤・護岸	基準高、幅、厚さ 高さ、法長、延長	200mにつき各1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上）。
浚渫（川）	基準高、幅、深さ 延長	200mにつき各1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上）。
樋門、水門 樋管工	基準高、幅、厚さ 高さ、延長	樋門、水門は本体部、呑口部につき構造物の寸法表示箇所の任意箇所（2箇所以上）。 函渠、樋管は同種構造物ごとに構造物の寸法表示箇所の任意箇所（各2箇所以上）。
海岸護岸 突堤・人工岬 海岸堤防	基準高、幅、厚さ 高さ、法長、延長	200mにつき各1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上）。
浚渫（海）	基準高、幅、深さ 延長	200mにつき各1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上）。
砂防えん堤	基準高、幅、厚さ 延長	構造物の寸法表示箇所の任意箇所（各3箇所以上）。
流路工	基準高、幅、厚さ 高さ、延長	200mにつき各1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上）。
斜面对策	基準高、幅、厚さ 高さ、延長	100mにつき各1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は各2箇所以上）。

工種	検査基準	検査密度
コンクリートダム	基準高、幅、延長 ジョイント間隔	5 ジョイントにつき各 1 箇所以上。
フィルダム	基準高、外側境界 線	5 測点につき各 1 箇所以上。
道路改良 (側溝・防草板等 の道路付帯施設)	基準高、幅、厚さ 高さ、延長	100mにつき各 1 箇所以上(ただし、施工 延長 100m 以下の場合は各 2 箇所以上)。
橋梁下部工	基準高、幅、厚さ 高さ、スパン長 変位	スパン長は各スパンごと。その他は同種構造 物ごとに 1 基以上につき構造物の寸法表示箇 所の任意箇所(各 1 箇所以上)。
鋼橋上部工	部材寸法、基準高 支間長、中心間距 離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所 の任意部分。その他は 5 径間未満は各 2 箇所以 上。5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上。
コンクリート橋上 部工	部材寸法、基準高 幅、高さ、厚さ キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所 の任意部分。その他は 5 径間未満は各 2 箇所以 上。5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上。
トンネル工	基準高、幅、厚さ 高さ、深さ、間隔 延長	両抗口部を含めて、100mにつき各 1 箇所 以上(ただし、施工延長 200m 以下の場合は 両抗口部を含めて各 3 箇所以上)。
コンクリート構造 物	基準高、幅、厚さ 高さ、長さ	構造物の寸法表示箇所の任意箇所(各 2 箇所 以上)。
治山ダム工	基準高、幅、放水路 長、堤長	構造物の寸法表示箇所の任意箇所(各 3 箇所 以上)。
管路工	基準高、幅、高さ 勾配、延長 ジョイント間隔 中心線のズレ	500mにつき各 1 箇所以上(ただし、施工 延長 500m 以下の場合は各 2 箇所以上)。

工種	検査基準	検査密度
水路工	基準高、幅、高さ 勾配、延長	100mにつき各1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は各2箇所以上）。 ベンチフリューム、排水フリューム等の水路工は500mにつき各1箇所以上（ただし、施工延長500m以下の場合は各2箇所以上）。
ほ場整備工	【整地】 基準高、均平度（基盤田面）、畑面勾配	耕区10枚につき1枚以上とする。 測定箇所数は90a以上の耕区については、20点、90a未満の耕区については12点を標準とする。
	耕土深	耕土深はつぼ掘りで確認する。測定箇所数は10枚につき1枚以上とし、測定点数は30aにつき1点以上とする。
	畦畔の幅・高さ、延長、法勾配	延長は10路線につき1箇所以上。
	【道路】 基準高、幅員、路盤厚、法長、延長	道路及び水路の延長は路線数の10路線につき1箇所以上。 基準高、幅員等は500mにつき各1箇所以上。
	【水路】 基準高、幅、高さ、法長、勾配、延長	
暗渠排水工	布設深さ、延長、間隔、被覆材の厚さ	耕区10枚につき1枚以上（ただし、20枚以下の場合は各2枚以上とする）。
客土工	面積、厚さ	耕土深はつぼ掘りで確認する。測定箇所数は10枚につき1枚以上とし、測定点数は30aにつき1点以上とする。
ため池工	基準高、幅、法長 法勾配、延長	20mにつき各1箇所以上（ただし、施工延長20m以下の場合は各2箇所以上）。

工種	検査基準	検査密度
施設機械設備及び電気通信設備	幅、高さ、長さ 厚さ、塗膜厚	構造物の寸法表示箇所 の任意箇所(各2箇所以上)。
山腹工	【縦断】 高さ、斜長、角度	施工箇所毎に1縦断以上で各1箇所以上。
	【コンクリート構造物】 基準高、延長、幅 高さ	施工箇所毎に1基以上で寸法表示箇所各1箇所以上。
	【水路工】 延長、幅	施工箇所毎に1箇所以上で各1箇所以上。
	【柵工、筋工等】 高さ、延長	施工箇所毎に1箇所以上で各1箇所以上。
	【伏工、簡易法枠】 法長、延長、枠幅 枠高	法長、延長については、施工箇所毎に任意の箇所を2箇所以上。 枠幅、枠高については、200㎡に1箇所、200㎡未満の場合は2箇所。
	【植栽工】 面積、本数、植栽間隔	設計が本数の場合は施工箇所毎に図面と現地を照合。 設計が面積の場合は任意の箇所2箇所以上。
	【なだれ柵工】 基準高、基礎幅、バ ットレス角度、高 さ、延長	施工箇所毎に1基以上で各1箇所以上。
	【その他の構造物】 基準高、幅、延長 高さ	構造物ごとに適宜決定する。(各1箇所以上)

工種	検査基準	検査密度
集落排水施設工	基準高、幅、高さ 勾配、延長、 マンホール間隔	500mにつき各1箇所以上（ただし、施工延長500m以下の場合は各2箇所以上）。
	基準高、幅、高さ 勾配、延長	マンホール、公共ますは10個につき1箇所以上（ただし、20個未満の場合には2箇所以上）。
その他構造物	工種に応じ、基準高 幅、厚さ、高さ、深 さ、延長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。（各2箇所以上）。

- 備考（1）検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合、当該工事の主体にならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査することができる。
- （2）施工延長とは、施工延べ延長をいう。
- （3）工事の規模、内容等によっては、適宜検査員の判断により検査を行うことができるものとする。

2 建築・設備工事

検査内容	関係図書
形状寸法を審査し、定められた条件に適していたかを確認する。 なお、必要があると認められるときは、計測等を行う。	設計図書、出来形図、 共通仕様書、特記仕様 書、建築関係工事業務 適用基準

別表第2 品質検査基準

1 土木・農林水産土木工事

工種	検査内容	検査方法
材料	(1) 品質、形状及び強度は設計図書と対比して適切か。	(1) 観察又は品質証明により検査する。 (2) 場合により実測する。
基礎工	(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観測により検査する。 (2) 場合により実測する。
土工	(1) 土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 (2) 支持力又は締め固め密度は設計図書と対比して適切か。	(1) 土質、岩質は写真等により設計図書と一致しているか検査する。 (2) 支持力、締め固め密度は施工管理記録により設計図書と対比して適切か検査する。
無筋、鉄筋 コンクリート	(1) コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量、アルカリシリカ反応抑制対策、水セメント比等は、設計図書と対比して適切か。 (2) 打設、打ち継ぎ目の処理が適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 石、ブロック積（張）工の胴コン・裏コン、床止め・床固工、コンクリートダム工、コンクリート構造物等については必要に応じて保水試験を行う。 (3) 場合により実測する。
構造物の機能	(1) 構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び実際に操作し検査する。

工種	検査内容	検査方法
路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 (2) 支持力又は締め固め密度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
アスファルト舗装工	(1) アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に既に採取されたコア及び現地の観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
ため池工	(1) 締め固め密度、透水係数は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
補強土壁工	(1) 締め固め密度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
管路工	(1) 締め固め密度、通水試験は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
施設機械工	(1) 特記仕様書並びに各種試験基準に定められた性能は適切か。	(1) 特記仕様書並びに各種試験基準で定められた試験方法によりその性能を確認する。

- 備考 (1) コンクリートの保水試験の穿孔深さは、打継目のある場合は、打継目を含め1.8 m程度穿孔するものとし、打継目のない場合は、厚さを10 cm程度を残し穿孔するものとする。また、コンクリートダム工・治山ダム工等の穿孔位置は、型枠面から30 cm程度の位置とする。
- (2) 検査方法における実測には、公的試験機関等による品質確認検査を含むものとする。
- (3) 工事の規模、内容等によっては、適宜検査員の判断により検査を行うことができるものとする。

2 建築・設備工事

検査内容	関係図書
性能を審査し、一定以上の水準にあるかを確認する。 なお、必要があると認められるときは、測定、操作、運転を行う。	設計図書、試験成績書 規格証明書、品質証明書、共通仕様書、特記仕様書、建築関係工事業務適用基準

別表第3 工事実施状況の検査の留意事項

項目		関係書類	内 容
1	契約内容等の履行状況	契約書 設計図書 その他関係書類	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況
2	工事施工状況	施工計画書 その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表 施工計画書 その他関係書類	工程管理状況及び進捗内容

4	安全管理	契約図書 施工計画書 その他関係書類	安全管理状況（安全教育等） 交通処理状況及び措置内容 関係法令の遵守状況（過積載等）
5	施工体制	施工計画書 施工体制台帳又は下請通知書 工事現場における施工体制チェックリスト	適正な施工体制の確保状況